

## 水俣市半導体人材育成研修受入促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内において半導体人材育成研修を受講する企業の宿泊費を助成することで、半導体人材育成拠点としての水俣市の実現及び交流人口の増加を図り、もって地域経済の浮揚に資するため、予算の範囲内において水俣市半導体人材育成研修受入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 事業を営む法人または個人事業者をいう。
- (2) 半導体研修人材育成を目的とした半導体製造装置等の機材を用いた実技研修のうち、宿泊を伴うものをいう。

### (補助対象事業費等)

第3条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象事業費」という。）、補助率、補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象事業には、交付決定前に着手又は完了している事業も含むものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、水俣市内において半導体研修を受講する企業であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではないこと。
- (2) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、申請年度と同年度内に市長に提出しなければならない。ただし、申請期間は申請年度の3月末（水俣市の休日を定める条例（令和2年条例第15号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。なお、申請者は研修を受講する市内半導体研修施設に申請を委任することができる。

- (1) 水俣市半導体人材育成研修受入促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)
- (2) 委任状(様式第2号。申請を委任する場合に限る。)
- (3) 受講した半導体研修の内容が分かる書類
- (4) 領収書等支払い金額がわかる書類の写し
- (5) 申請者名義の口座番号が確認できる書類(通帳のコピー等)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 本条における補助金の交付申請は、規則第12条における実績報告及び規則第15条における補助金等の請求等を兼ねる取扱いとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、補助金額を確定したときは、水俣市半導体人材育成研修受入促進補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、水俣市半導体人材育成研修受入促進補助金交付取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、申請者に対し、水俣市人材育成研修受入促進補助金返還命令書(様式第5号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の補助期間)

第10条 同一企業が当該補助金を受けることができるのは、1企業あたり3年を限度とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年10月10日告示第96号）

この要綱は、令和6年10月10日から施行し、令和6年7月5日から適用する。

附 則（令和8年3月19日告示第19号）

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業・補助対象経費	補助率	補助上限額
水俣市内の半導体研修施設における研修受講に伴う市内宿泊施設における宿泊費を対象とする。	1/2 以内	<p>熊本県内における就業者及び就業予定者が半導体研修を受講する場合：1泊あたり4,000円/人（4泊5日を上限とする）</p> <p>上記以外：1泊あたり2,000円/人（4泊5日を上限とする）</p>